

岩手県告示第37号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和7年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 187号	消石灰	70防散消石 灰	% アルカリ分 70.0	—	北上石灰株式会 社	秋田県鹿角市十 和田錦木字山谷 32番地3	令和6年8 月30日